

東京港の港湾施設における 無人航空機利用の取扱いについて

港湾施設、その利用者及び都民の安全を確保し、港湾事業の効率的な運営に資することを目的に、無人航空機（以下「ドローン」という。）利用の取扱いを定めています。ただし、飛行目的は港湾本来業務等（※1）に限られます。

1 取扱いの対象範囲・対象となるドローン

▶ 対象範囲（※2）

- 東京港における東京都港湾管理条例（以下「条例」という。）第2条に規定する荷さばき地などの港湾施設（以下「港湾施設」という。）

ただし、港湾施設のうち一般公衆に開放している範囲は対象外となります。

（例：客船ターミナル、臨港道路などは一般公衆に開放している状態に該当し、原則として対象外となります。）

▶ 対象となるドローン

- 航空法第2条22項で定める無人航空機

2 飛行の承認要件等

ドローンを飛行させるには、下記事項の確認が取れることを要件としております。

1 港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断され、かつ港湾本来業務や報道目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められるもの（条例第23条第3号及び第4号関係）

港湾施設においては、港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断され、かつ港湾本来業務や報道の目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められる場合にドローンの飛行ができます。

2 航空法第132条の85第1項に規定する飛行禁止空域における飛行に当たっては、次のいずれかに該当すること

- 技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合
- 航空法第132条の85第4項第1号に規定する方法による飛行を行う場合
- 航空法第132条の85第4項第2号に規定する国土交通大臣の許可を受けた場合

3 航空法第132条の86第2項各号によらない方法による飛行に当たっては、次のいずれかに該当すること

- 技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合
- 航空法第132条の86第5項第1号に規定する方法による飛行を行う場合
- 航空法第132条の86第5項第2号に規定する国土交通大臣の許可を受けた場合

4 その他法令、関係運用規定等を遵守すること

（例）港湾施設内の民間施設等の上空でドローンを飛行させる場合は所有権侵害にならないよう関係者の承認を受けてください。

！ 利用に当たっては、東京都港湾局及び港湾関係者が必要とする対応策を講じていただく場合があります。

※1 港湾運送事業、港湾工事等の港湾に関する業務のことです。これらの業務に資するような目的が必要となります。

※2 海上公園については、一般利用に供することを目的とした施設のため、ドローンを飛行させることは禁止されています。

■ 本取扱いに関するお問い合わせについては
港湾局港湾経営部経営課港湾経営担当
(03-5320-5556) までご連絡ください。

具体的な承認要件・手続きなどの詳細は
「東京港の港湾施設における無人航空機利用の
取扱いについて」をご覧ください。